

青森県報

号外第二十一号

令和八年
三月二十七日
(金曜日)

目次

○青森県宅地造成等工事許可申請手数料等徴収条例……………	(都市計画課) ……二
○青森県自助・共助による防災の取組の推進に関する条例……………	(防災危機管理課) ……二
○青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例……………	(人事課) ……一六
○青森県行政手続条例の一部を改正する条例……………	(総務文書課) ……三
○青森県青少年健全育成条例の一部を改正する条例……………	(県民活躍推進課) ……三
○青森県環境影響評価条例の一部を改正する条例……………	(自然保護課) ……四
○青森県自然環境保全条例の一部を改正する条例……………	(同) ……二六
○青森県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	(医療薬務課) ……二六
○青森県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例……………	(高齢福祉保険課) ……二九
○青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例……………	(同) ……三〇
○青森県道路法施行条例の一部を改正する条例……………	(道路課) ……三三
○青森県港湾管理条例の一部を改正する条例……………	(港湾空港課) ……三六
○青森県都市公園条例の一部を改正する条例……………	(都市計画課) ……三九
○青森県営住宅条例の一部を改正する条例……………	(建築住宅課) ……三九
○青森県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例……………	(学校教育課) ……四〇
○青森県立中学校入学者選拔手数料徴収条例の一部を改正する条例……………	(同) ……四〇

る条例……………	(同) ……四一
○青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例……………	(教職員課) ……四二
○警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例……………	(施設装備課) ……四三
○青森県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例を廃止する条例……………	(地域生活文化課) ……四三
○青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例を廃止する条例……………	(職員福利課) ……四四
○青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正する条例……………	(議会総務課) ……四四

青森県宅地造成等工事許可申請手数料等徴収条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第三号

青森県宅地造成等工事許可申請手数料等徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。）の規定による次に掲げる事務に係る手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

- 一 法第十二条第一項の規定による宅地造成等に関する工事の許可に関する事務
- 二 法第十六条第一項の規定による宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可に関する事務
- 三 法第三十条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に関する事務
- 四 法第三十五条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更の許可に関する事務

(手数料の納入)

第二条 別表に掲げる者は、同表に定める手数料を納入しなければならない。

(手数料の納入方法)

第三条 手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

別表(第二条関係)

手数料を納入すべき者	名 称	手 数 料		金 額
		区 分	料 率	
一 法第十二条第一項の規定による宅地造成等に関する工事の許可を受けようとする者	宅地造成等 工事許可申 請手数料	宅地造成 又は特定 盛土等に 関する工 事	盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートル以内の場合	一万六千円
			盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超え千平方メートル以内の場合	二万七千円
			盛土又は切土をする土地の面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合	三万八千円
			盛土又は切土をする土地の面積が二千平方メートルを超え三千平方メートル以内の場合	五万七千円
			盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合	七万千円
			盛土又は切土をする土地の面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合	九万五千円

土石の堆積に関する工事			
盛土又は切土をする土地の面積が一万平方メートルを超え二万平方メートル以内の場合			十四万九千円
盛土又は切土をする土地の面積が二万平方メートルを超え四万平方メートル以内の場合			二十三万三千円
盛土又は切土をする土地の面積が四万平方メートルを超え七万平方メートル以内の場合			三十七万円
盛土又は切土をする土地の面積が七万平方メートルを超え十万平方メートル以内の場合			五十三万二千元
盛土又は切土をする土地の面積が十万平方メートルを超える場合			六十九万四千元
土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートル以内の場合			一万千円
土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超え千平方メートル以内の場合			一万三千円
土石の堆積を行う土地の面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合			一万六千円
土石の堆積を行う土地の面積が二千平方メートルを超え三千平方メートル以内の場合			一万九千円
土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合			二万七千円

<p>二 法第十六条第一項の規定による宅地造成等に関する工事の計画の変更の許可を受けようとする者</p>							
<p>宅地造成等 工事計画変更許可申請 手数料</p>							
<p>宅地造成又は特定盛土等に関する工事</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1321 920 1460 1505"> <p>土石の堆積を行う土地の面積が五千平方メートルを超え一萬平方メートル以内の場合</p> </td> <td data-bbox="1187 920 1321 1505"> <p>土石の堆積を行う土地の面積が一萬平方メートルを超え二萬平方メートル以内の場合</p> </td> <td data-bbox="1053 920 1187 1505"> <p>土石の堆積を行う土地の面積が二萬平方メートルを超え四萬平方メートル以内の場合</p> </td> <td data-bbox="919 920 1053 1505"> <p>土石の堆積を行う土地の面積が四萬平方メートルを超え七萬平方メートル以内の場合</p> </td> <td data-bbox="785 920 919 1505"> <p>土石の堆積を行う土地の面積が七萬平方メートルを超え十萬平方メートル以内の場合</p> </td> <td data-bbox="651 920 785 1505"> <p>土石の堆積を行う土地の面積が十萬平方メートルを超える場合</p> </td> </tr> </table>	<p>土石の堆積を行う土地の面積が五千平方メートルを超え一萬平方メートル以内の場合</p>	<p>土石の堆積を行う土地の面積が一萬平方メートルを超え二萬平方メートル以内の場合</p>	<p>土石の堆積を行う土地の面積が二萬平方メートルを超え四萬平方メートル以内の場合</p>	<p>土石の堆積を行う土地の面積が四萬平方メートルを超え七萬平方メートル以内の場合</p>	<p>土石の堆積を行う土地の面積が七萬平方メートルを超え十萬平方メートル以内の場合</p>	<p>土石の堆積を行う土地の面積が十萬平方メートルを超える場合</p>
<p>土石の堆積を行う土地の面積が五千平方メートルを超え一萬平方メートル以内の場合</p>	<p>土石の堆積を行う土地の面積が一萬平方メートルを超え二萬平方メートル以内の場合</p>	<p>土石の堆積を行う土地の面積が二萬平方メートルを超え四萬平方メートル以内の場合</p>	<p>土石の堆積を行う土地の面積が四萬平方メートルを超え七萬平方メートル以内の場合</p>	<p>土石の堆積を行う土地の面積が七萬平方メートルを超え十萬平方メートル以内の場合</p>	<p>土石の堆積を行う土地の面積が十萬平方メートルを超える場合</p>		
<p>次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が六十九万四千円を超えるときは、六十九万四千円とする。 イ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更の場合（ロのみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合）にあっては変更前の盛土又は切土をする土地</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1321 1505 1460 2004"> <p>三万千円</p> </td> <td data-bbox="1187 1505 1321 2004"> <p>三万八千円</p> </td> <td data-bbox="1053 1505 1187 2004"> <p>五万二千円</p> </td> <td data-bbox="919 1505 1053 2004"> <p>七万千円</p> </td> <td data-bbox="785 1505 919 2004"> <p>十万七千円</p> </td> <td data-bbox="651 1505 785 2004"> <p>十三万千円</p> </td> </tr> </table>	<p>三万千円</p>	<p>三万八千円</p>	<p>五万二千円</p>	<p>七万千円</p>	<p>十万七千円</p>	<p>十三万千円</p>
<p>三万千円</p>	<p>三万八千円</p>	<p>五万二千円</p>	<p>七万千円</p>	<p>十万七千円</p>	<p>十三万千円</p>		

	<p style="text-align: center;">土石の堆積に関する工事</p> <p>の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ前号に規定する額に十分の一を乗じて得た額</p> <p>ロ 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る工事の設計の変更については、新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ前号に規定する額</p> <p>ハ その他の変更については、一万円次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が十三万千円を超えるときは、十三万千円とする。</p> <p>イ 土石の堆積に関する工事の設計の変更の場合（ロのみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積を行う土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ前号に規定する額に十分の一を乗じて得た額</p>

	<p>三 法第三十条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可を受けようとする者</p>	<p>特定盛土等 工事許可申請手数料</p>	<p>特定盛土等に関する工事</p>	<p>ロ 新たな土地の土石の堆積を行う土地の面積への編入に係る工事の設計の変更については、新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応じ前号に規定する額 ハ その他の変更については、一万円</p>
<p>盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートル以内の場合</p>	<p>一万六千円</p>			
<p>盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超え千平方メートル以内の場合</p>	<p>二万七千円</p>			
<p>盛土又は切土をする土地の面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合</p>	<p>三万八千円</p>			
<p>盛土又は切土をする土地の面積が二千平方メートルを超え三千平方メートル以内の場合</p>	<p>五万七千円</p>			
<p>盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合</p>	<p>七万千円</p>			
<p>盛土又は切土をする土地の面積が五千平方メートルを超え一萬平方メートル以内の場合</p>	<p>九万五千円</p>			
<p>盛土又は切土をする土地の面積が一萬平方メートルを超え二萬平方メートル以内の場合</p>	<p>十四万九千円</p>			
<p>盛土又は切土をする土地の面積が二萬平方メートル</p>	<p>二十三万三千円</p>			

		土石の堆積に関する工事	
	トルを超え四万平方メートル以内の場合		
	盛土又は切土をする土地の面積が四万平方メートルを超え七万平方メートル以内の場合		三十七万円
	盛土又は切土をする土地の面積が七万平方メートルを超え十萬平方メートル以内の場合		五十三万二千元
	盛土又は切土をする土地の面積が十萬平方メートルを超える場合		六十九万四千元
	土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートル以内の場合		一万千円
	土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超え千平方メートル以内の場合		一万三千円
	土石の堆積を行う土地の面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合		一万六千円
	土石の堆積を行う土地の面積が二千平方メートルを超え三千平方メートル以内の場合		一万九千円
	土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合		二万七千円
	土石の堆積を行う土地の面積が五千平方メートルを超え一萬平方メートル以内の場合		三万千円
	土石の堆積を行う土地の面積が一萬平方メートルを超える場合		三万八千円

	<p>四 法第三十五条第一 項の規定による特定 盛土等又は土石の堆 積に関する工事の計 画の変更の許可を受 けようとする者</p>					
	<p>特定盛土等 工事計画変 更許可申請 手数料</p>					
<p>特定盛土等に関する工事</p> <table border="1" data-bbox="863 920 1453 1503"> <tr> <td data-bbox="1401 920 1453 1503">トルを超え二万平方メートル以内の場合</td> <td data-bbox="1267 920 1401 1503">土石の堆積を行う土地の面積が二万平方メートルを超え四万平方メートル以内の場合</td> <td data-bbox="1131 920 1267 1503">土石の堆積を行う土地の面積が四万平方メートルを超え七万平方メートル以内の場合</td> <td data-bbox="997 920 1131 1503">土石の堆積を行う土地の面積が七万平方メートルを超え十萬平方メートル以内の場合</td> <td data-bbox="863 920 997 1503">土石の堆積を行う土地の面積が十萬平方メートルを超える場合</td> </tr> </table>	トルを超え二万平方メートル以内の場合	土石の堆積を行う土地の面積が二万平方メートルを超え四万平方メートル以内の場合	土石の堆積を行う土地の面積が四万平方メートルを超え七万平方メートル以内の場合	土石の堆積を行う土地の面積が七万平方メートルを超え十萬平方メートル以内の場合	土石の堆積を行う土地の面積が十萬平方メートルを超える場合	
トルを超え二万平方メートル以内の場合	土石の堆積を行う土地の面積が二万平方メートルを超え四万平方メートル以内の場合	土石の堆積を行う土地の面積が四万平方メートルを超え七万平方メートル以内の場合	土石の堆積を行う土地の面積が七万平方メートルを超え十萬平方メートル以内の場合	土石の堆積を行う土地の面積が十萬平方メートルを超える場合		
<table border="1" data-bbox="863 1503 1453 2004"> <tr> <td data-bbox="1401 1503 1453 2004">五万二千元</td> <td data-bbox="1267 1503 1401 2004">七万千元</td> <td data-bbox="1131 1503 1267 2004">十万七千元</td> <td data-bbox="997 1503 1131 2004">十三万千元</td> <td data-bbox="863 1503 997 2004"></td> </tr> </table>	五万二千元	七万千元	十万七千元	十三万千元		<p>次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が六十九万四千円を超えるときは、六十九万四千円とする。</p> <p>イ 特定盛土等に関する工事の設計の変更の場合（ロのみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ前号に規定する額に十分の一を乗じ</p>
五万二千元	七万千元	十万七千元	十三万千元			

て得た額

ロ 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る工事の設計の変更については、新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ前号に規定する額

ハ その他の変更については、一万円

土石の堆積に関する工事

次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が十三万千円を超えるときは、十三万千円とする。

イ 土石の堆積に関する工事の設計の変更の場合（ロのみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積を行う土地の面積（ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあつては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）に応じ前号に規定する額に十分の一を乗じて得た額

ロ 新たな土地の土石の堆積を行う土地の面積への編入に係る工事の設計の変更については、新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応

じ前号に規定する額

ハ その他の変更については、一万円

青森県自助・共助による防災の取組の推進に関する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第四号

青森県自助・共助による防災の取組の推進に関する条例

私たちが暮らす青森県は、本州の最北に位置し、三方を太平洋、日本海、津軽海峡に囲まれ、津軽半島と下北半島の間には陸奥湾が広がっています。

世界自然遺産である白神山地をはじめ、八甲田山や岩木山などの雄大な山々が連なり、岩木川、馬淵川などの河川が平野を潤しながら海へと注ぎ、

十和田湖、十三湖、小川原湖が、多様な景観に彩りを添えています。

しかし、豊かな自然は、私たちに豊富で多様な農林水産物をはじめとする多くの恩恵をもたらす一方で、東日本大震災などの大規模災害や、豪雨、豪雪などにより大きな被害をもたらしてきました。

三方を海に囲まれ県土全体が半島地形という脆弱性を抱える我が県は、孤立地域の発生をはじめとする様々な災害リスクにさらされており、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合には、県内全域において甚大な被害の発生が想定されています。

さらに、人口の減少、高齢化の進展等により、消防団及び自主防災組織等の担い手を確保することが困難となっています。

災害から県民の生命、身体等を守るため、災害時には国、県、市町村等が連携し、「公助」として被災者の救助や支援を行っています。

しかしながら、災害の規模が大きいほど、「公助」による支援が行き届くまでには時間がかかります。

災害から自分自身や大切な人の命を守るためには、「公助」による支援を待つだけではなく、自分自身の力と地域の力、すなわち「自助」と「共助」の力で対応することが求められます。

このような認識に立ち、私たちは自助・共助による防災の活動に取り組むことを通じて、災害に強い青森県を実現するため、この条例を制定します。

(目的)

第一条 この条例は、自助・共助による防災の取組の推進について基本理念を定め、並びに県、市町村、県民、事業者及び自主防災組織等の責務を明らかにするとともに、自助・共助による防災の取組の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、災害から県民等の生命、身体等が保護され、もって災害に強い地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液状化、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

三 自助 県民等が自らの生命、身体等を自ら守ることをいう。

四 共助 地域において住民等が相互に協力して生命、身体等を守ることをいう。

五 自助・共助による防災の取組 自助及び共助による防災の取組をいう。

六 自主防災組織等 住民の隣保協同の精神に基づき自発的な防災組織その他の地域において自発的に防災活動を行う団体をいう。

七 防災支援団体 住民等に対し防災に関する支援活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第三条 自助・共助による防災の取組の推進は、災害が発生した場合における人の生命、身体等に対する被害を防止し、又は被害の最小化を図るためには自らの生命、身体等は自ら守ることが重要であるとの認識の下に、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 年齢、性別、障がいの有無、地域の特性その他の事情に応じて、自主的かつ積極的に行われること。

二 県、市町村、県民、事業者、自主防災組織等、防災支援団体等が相互に連携し、及び協力すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める自助・共助による防災の取組の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自助・共助による防災の取組の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施し、並びに公助の担い手として、本県の地域並びに県民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、本県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するものとする。

2 県は、防災支援団体による防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、防災支援団体との連携に努めるものとする。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、公助の担い手として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するものとする。

2 市町村は、基本理念にのっとり、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動の促進に努めるものとする。

3 市町村は、防災支援団体による防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、防災支援団体との連携に努めるものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、自助・共助による防災の取組の必要性についての理解を深め、自助・共助による防災の取組を行うよう努めるとともに、県が実施する自助・共助による防災の取組の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、自助・共助による防災の取組の必要性についての理解を深め、その事業活動に関し自助・共助による防災の取組を行うよう努めるとともに、県が実施する自助・共助による防災の取組の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自主防災組織等の責務)

第八条 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、自助・共助による防災の取組を行うよう努めるとともに、県が実施する自助・共助による防災の取組の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自助・共助による防災の取組の推進に関する施策)

第九条 県は、自助・共助による防災の取組の推進のため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 県民及び事業者の防災に関する知識及び技能の習得のための研修等の実施に関する施策

二 自助・共助による防災の取組の推進に係る人材の育成に関する施策

三 県民及び事業者による物資の備蓄の促進に係る普及啓発に関する施策

四 消防団及び自主防災組織等の活動に係る理解の増進に関する施策

五 自主防災組織等の設立等に係る普及啓発に関する施策

六 自主防災組織等の活動の充実強化に関する施策

七 事業者による資機材の整備及び点検に係る普及啓発に関する施策

八 建築物その他の工作物の倒壊等及び家具等の転倒等による人の生命又は身体に係る被害の防止に係る普及啓発及び対策の促進に関する施策

九 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における県民等による自助・共助による防災の取組の実施に係る情報の発信に関する施策

十 市町村及び自主防災組織等による避難行動要支援者（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の十第一項に規定する避

難行動要支援者をいう。以下同じ。）に対する避難支援の円滑な実施の促進に関する施策

（防災に関する知識等の習得）

第十条 県民は、防災に関する研修及び訓練への参加、県、市町村等が提供する防災に関する情報の活用等により、防災に関する最新の知識及び技能の習得に努めなければならない。

（災害が発生するおそれがある場所等の確認）

第十一条 県民は、次に掲げる事項について確認するよう努めなければならない。

一 居住地、勤務地等の地域において災害が発生するおそれがある場所

二 居住地、勤務地等の地域に係る避難場所、避難所、避難経路及び避難方法

三 家族等の安否の確認の方法

四 その他安全の確保に必要な事項

(物資の備蓄等)

第十二条 県民は、自ら災害が発生した場合において必要とする食品、飲料水その他の生活必需物資を備蓄するよう努めなければならない。

2 県民は、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備するよう努めなければならない。

(従業員等の安全の確保等)

第十三条 事業者は、災害が発生した場合において従業員等の安全を確保するよう努めるとともに、事業の継続又は早期の再開ができるよう、事業の

継続に関する計画の作成等の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、地域における防災に関する活動に協力するよう努めなければならない。

(建築物の倒壊等の防止)

第十四条 建築物その他の工作物を所有し、又は管理する者は、地震等による建築物その他の工作物の倒壊等により人の生命又は身体に係る被害が生ずることを防止するための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県民及び事業者は、地震等による家具等の転倒等により人の生命又は身体に係る被害が生ずることを防止するための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(消防団の役割に関する理解等)

第十五条 県民及び事業者は、消防団の役割に関する理解を深めるよう努めるとともに、消防団の活動に協力するよう努めなければならない。

(自主防災組織等の役割に関する理解等)

第十六条 県民は、自主防災組織等の役割に関する理解を深めるよう努めるとともに、自主防災組織等の活動に参加するよう努めなければならない。

(自主防災組織等の活動)

第十七条 自主防災組織等は、県、市町村、事業者、防災支援団体等の協力を得て、地域の特性に応じて、定期的に防災に関する研修、訓練等を行うよう努めなければならない。

2 自主防災組織等は、避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、当該避難行動要支援者に関し必要な情報の把握に努めなければならない。

(避難の指示があった場合の安全の確保のための措置等)

第十八条 県民は、県、市町村等が提供する防災に関する最新の情報を収集するとともに、市町村長等の避難の指示等があった場合又は自ら避難を要すると判断した場合には、速やかに安全を確保するための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県民は、避難の際に近隣の者に対して避難の必要性について伝達する等相互に協力するよう努めなければならない。

3 自主防災組織等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、地域の住民の安全を確保するため、地域の住民に対し、災害等に関する情報の伝達、避難の誘導等を行うよう努めなければならない。

(避難所の運営等)

第十九条 避難所の運営に携わる者は、避難所に滞在する者の年齢、性別、障がいの有無その他の避難所に滞在する者の事情を踏まえ、避難所における良好な生活環境を確保するための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 避難所に滞在する者は、避難所の運営に協力するとともに、避難所における円滑な共同生活を営むため、相互に協力するよう努めなければならない。

(あおもり防災ウィーク)

第二十条 県民及び事業者の間に広く自助・共助による防災の取組についての関心と理解を深めるため、あおもり防災ウィークを設ける。

2 あおもり防災ウィークは、知事が定める期間とする。

3 県は、あおもり防災ウィークにおいて、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(支援)

第二十一条 県は、自助・共助による防災の取組を行う県民、事業者及び自主防災組織等に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村が自助・共助による防災の取組の推進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第二十二条 県は、自助・共助による防災の取組の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第五号

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一青森県環境影響評価審査会の項中「事項」の下に「及び海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の規定による海洋環境等調査方法書の案についての知事の意見に関する事項」を加える。

別表第二青森県公益認定等審議会の項中「により」を「並びに公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）により」に、「に係る」を「若しくは公益信託に係る」に改め、同表青森県東津軽保健所感染症診査協議会青森県中南保健所感染症診査協議会青森県三戸保健所感染症診査協議会青森県西北保健所感染症診査協議会青森県上北保健所感染症診査協議会青森県下北保健所感染症診査協議会の項中「（結核患者に係る事務を除く。）」を削り、「勧告及び」を「勧告、」に、「延長」を「延長及び同法第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担」に、「各三人」を「各五人以内」に改め、同表青森県東津軽保健所結核診査協議会青森県中南保健所結核診査協議会青森県三戸保健所結核診査協議会青森県西北保健所結核診査協議会青森県上北保健所結核診査協議会青森県下北保健所結核診査協議会の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の青森県附属機関に関する条例（以下「改正前の条例」という。）別表第二の青森県東津軽保健所感染症診査協議会、青森県中南保健所感染症診査協議会、青森県三戸保健所感染症診査協議会、青森県西北保健所感染症診査協議会、青森県上北保健所感染症診査協議会及び青森県下北保健所感染症診査協議会の委員である者の任期は、当該委員の任期に関する同表の規定にかかわらず、その日に満了する。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例別表第二に規定する次の表の上欄に掲げる附属機関の委員である者は、施行日にそれぞれ改正後の青森県附

属機関に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第二に規定する次の表の下欄に掲げる附属機関の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、当該委員の任期に関する改正後の条例別表第二の規定にかかわらず、施行日における改正前の条例別表第二に規定する次の表の上欄に掲げる附属機関の委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

青森県東津軽保健所結核診査協議会	青森県東津軽保健所感染症診査協議会
青森県中南保健所結核診査協議会	青森県中南保健所感染症診査協議会
青森県三戸保健所結核診査協議会	青森県三戸保健所感染症診査協議会
青森県西北保健所結核診査協議会	青森県西北保健所感染症診査協議会
青森県上北保健所結核診査協議会	青森県上北保健所感染症診査協議会
青森県下北保健所結核診査協議会	青森県下北保健所感染症診査協議会

4 施行日から前項前段の規定により委員に任命されたものとみなされた者の任期が満了する日までの間において新たに改正後の条例別表第二に規定する同項の表の下欄に掲げる附属機関の委員に任命される者の任期の末日は、同項前段の規定により委員に任命されたものとみなされた者の任期の末日と同一とする。

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

5 特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中第四十四号を削り、第四十五号を第四十四号とし、第四十六号から第九十号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条中「第八十九号」を「第八十八号」に改める。

第十一条中「第一条第九十号」を「第一条第八十九号」に改める。

別表第二結核診査協議会委員の項を削る。

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中第四十四号を削り、第四十五号を第四十四号とし、第四十六号から第九十号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条中「第八十九号」を「第八十八号」に改める。

第四条中「第一条第九十号」を「第一条第八十九号」に改める。

青森県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第六号

青森県行政手続条例の一部を改正する条例

青森県行政手続条例(平成七年七月青森県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第三項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる

事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公

示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第十六条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第二十二條第三項中「第十五條第三項」及び「同條第三項」の下に「及び第四項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の下に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から二週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第二十九條中「第十五條第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「同項第三号」を「同条第四項中「第一項第三号」に、「同条第三号」を「第二十八條第三号」に、「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に、「第十五條第三項後段」を「第十五條第四項後段」に改める。

附 則

1 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。

2 改正後の青森県行政手続条例第十五條第三項及び第四項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

青森県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

青森県条例第七号

青森県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「（婚姻した者を除く。）」を削る。

第二十二條の次に次の二條を加える。

（淫行又はわいせつ行為の勧誘等の禁止）

第二十二條の二 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為を行うよう勧誘し、又は強要してはならない。

（児童ポルノ等の提供の求めの禁止）

第二十二條の三 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二条第三項に規定する児童ポルノ又は同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）その他の記録をいう。以下同じ。）の提供を求めてはならない。

第三十條第二項中「第二十二條第二項」の下に、「第二十二條の二」を加え、同條中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第二十二條の三の規定に違反して次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為

二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為

第三十一条中「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

附 則

この条例は、令和八年七月一日から施行する。ただし、第十一条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

青森県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第八号

青森県環境影響評価条例の一部を改正する条例

青森県環境影響評価条例（平成十一年十二月青森県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

「第八章 環境影響評価その他の手続の特例

目次中「第八章 都市計画に定められる対象事業等に関する特例（第三十八条・第三十九条）」を

第一節 都市計画に定められる対象事業等に

第二節 認定公募占用計画に係る海洋再生可

関する特例（第三十八条・第三十九条）

に、「第四十条―第四十五条」を「第四十一条―第四十六条」に、「第四十六条―第五十条」を

「エネルギー発電事業に関する特例（第四十条）」

「第四十七条―第五十二条」に改める。

第二条第四項中「第四十二条」を「第四十三条」に改め、同条第五項中「第四十一条第六項及び第四十六条第一項」を「第四十二条第六項及び第四十七条第一項」に改める。

第十四条第一項中「第四十一条第八項」を「第四十二条第八項」に改める。

第十五条中「第四十三条第二項」を「第四十四条第二項」に改める。

第二十二条第二項中「第四十三条第一項及び第四十四条第一項」を「第四十四条第一項及び第四十五条第一項」に改める。

第三十五条中「第四十六条第一項」を「第四十七条第一項」に改める。

「第八章 都市計画に定められる対象事業等に関する特例」を「第八章 環境影響評価その他の手続の特例」に改める。

第八章中第三十八条の前に次の節名を付する。

第一節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

第五十条を第五十二条とする。

第四十九条中「前三条」を「第四十七条から前条まで」に改め、同条を第五十一条とする。

第四十八条第一項第六号中「第四十三条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同項第七号及び第八号中「第四十六条第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同条を第四十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（環境影響評価に係る書類等の公開）

第五十条 知事は、事業者又は都市計画決定権者が次の各号に掲げる手続を経たときは、当該各号に定める書類を、それぞれ規則で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができる。この場合においては、あらかじめ、当該書類を作成した事業者又は都市計画決定権者

の同意を得なければならない。

一 第七条（第三十九条の規定により都市計画決定権者が第七条の規定による公表を行う場合に適用される場合を含む。）の規定による公表 当該公表がされた方法書

二 第十六条（第三十九条の規定により都市計画決定権者が第十六条の規定による公表を行う場合に適用される場合を含む。）の規定による公表 当該公表がされた準備書

三 第二十六条（第三十九条の規定により都市計画決定権者が第二十六条の規定による公表を行う場合に適用される場合を含む。）の規定による公表 当該公表がされた評価書

四 第三十六条第二項の規定による公表 当該公表がされた事後調査等報告書

第四十七条第四号中「第四十四条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同条を第四十八条とし、第四十六条を第四十七条とする。

第九章中第四十五条を第四十六条とし、第四十条から第四十四条までを一条ずつ繰り下げる。

第八章に次の一節を加える。

第二節 認定公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電事業に関する特例

第四十条 選定事業者（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十六条第二項第十号に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）がその認定公募占用計画（同法第二十二條第一項に規定する認定公募占用計画をいう。）に係る海洋再生可能エネルギー発電事業（同法第二条第四項に規定する海洋再生可能エネルギー発電事業をいう。）を行う場合における当該選定事業者については、第二章第二節の規定は、適用しない。

2 前項の場合における選定事業者に関する第十二條第一項、第十五條、第二十二條第一項第一号、第二十七條、第二十八條第一項及び第二十九條第

一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十二条第一項	第十条第一項の意見を勘案するとともに、第八条第一項の意見に配慮して第五条第一項第四号に掲げる事項に検討を加え	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「整備法」という。）第十一条第一項の海洋環境等調査方法書に記載された整備法第十条第四項の海洋環境等調査の項目及び手法並びに当該項目及び手法を選定した理由並びに当該海洋環境等調査の結果を考慮して
第十五条	第八条第一項及び第十条第一項の意見 第六条の地域	整備法第十一条第四項及び第七項の環境保全意見
第二十二条第一項第一号	同条から第十条まで及び第十二条	第十二条
第二十七条、第二十八条第一項及び第二十九条第一項	第七条	第十六条
第二十七条	第五条から第十条まで及び第十二条	第十二条

附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県環境影響評価条例第四十条の規定は、この条例の施行の日以後に海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号。以下「改正法」という。）による改正後の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第一項の規定により指定される区域（同日前に改正法による改正前の海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第八條第二項の規定による調査が開始された区域で、改正法の施行の際同条第一項の規定による

指定がされていないものを除く。）について適用する。

青森県自然環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第九号

青森県自然環境保全条例の一部を改正する条例

青森県自然環境保全条例（昭和四十八年七月青森県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項ただし書中「第四十三条第一項」を「第六十三条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

青森県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第十号

青森県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

の条例で定める割合は、零とする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第十二号

青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例

青森県国民健康保険事業費納付金に関する条例（平成二十九年十二月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「並びに流行初期医療確保拠出金等」を「、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

本則に次の四条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）

第十七条 子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

一 当該年度における県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として納付金等省令第二十五条の二の規定により算定される額

二 当該年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として算定政令第十一条の二第三項第二号に規定する厚生労働大

臣が定める額

(子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合)

第十八条 子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村に係る算定政令第十一条の二第四項第一号に掲げる数とする。

(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合)

第十九条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村に係る算定政令第十一条の二第五項第二号に掲げる数とする。

(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数)

第二十条 子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、零を超え、かつ、一未満の数であつて、知事が定める数とする。

附則第二項中「及び第十三条」を「、第十三条及び第十七条」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

青森県道路法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第十三号

青森県道路法施行条例の一部を改正する条例

青森県道路法施行条例（平成二十四年十二月青森県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

法第三十二条第一項第四号に掲げる施設	法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの	上空に設ける通路	法第三十二条第一項第三号に掲げる施設	自動運 行補助 施設	法第二条第二項第五号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	道路の構造又は交通の状況を表す標示柱その他の柱類	その他のもの	地下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの	外径が一メートル以上のもの	のもの					
																	長さ一メートルにつき一年	一本につき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	上空に設けるもの
九五〇円	四五〇円	二九〇円	一、二〇〇円	一、〇〇〇円	九六〇円	八二〇円	七五〇円	一、二〇〇円	一、〇〇〇円	三六〇円	三二〇円	二八〇円	六〇〇円	五一〇円	四七〇円	四円	三元	三元	七二〇円	六一〇円	五六〇円
Aに〇・〇〇四を乗じて得た額			Aに〇・〇〇六を乗じて得た額			Aに〇・〇〇八を乗じて得た額			Aに〇・〇〇八を乗じて得た額												

物件 政令第七条第 一号に掲げる	旗ざお		標識	看板（アーチであ るものを除く。）		その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に 設けるもの	法第三十二条 第一項第六号 に掲げる施設	地下に設ける通路	その他のもの
	幕（政令第七条第 四号に掲げる工事 用施設であるもの を除く。）	祭礼、縁日その他の 催しに際し、一時的 に設けるもの		その他のもの	一時的に設けるもの					
	その面積一平方メー	その面積一平方メー	一本につき一月	一本につき一日	一本につき一年	表示面積一平方メー トルにつき一月	表示面積一平方メー トルにつき一月	占用面積一平方メー トルにつき一月	占用面積一平方メー トルにつき一日	
	一九〇円	一九円	一九〇円	一九円	九六〇円	一九〇円	一九〇円	一九〇円	一九円	一、二〇〇円
	九〇円	九円	九〇円	九円	八二〇円	九〇〇円	九〇円	九〇円	九円	一、〇〇〇円
	五八円	六円	五八円	六円	七五〇円	五八〇円	五八円	五八円	六円	九四〇円
	五八円	六円	五八円	六円	七五〇円	五八〇円	五八円	五八円	六円	一八〇円

- 2 この条例の施行の際現に受けている占用の許可に係る占用料（青森県道路法施行条例第十五条ただし書の規定の適用を受ける占用料のうち令和八年度以降の年度分に係るものを除く。）については、なお従前の例による。

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第十四号

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例

青森県港湾管理条例（昭和三十九年七月青森県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

- 別表第一第十四号中「二十一円」を「二十五円」に、「年額 三十円」を「年額 三十六円」に、「四十五円」を「五十四円」に、「六十一円」を「七十二円」に、「九十一円」を「百十円」に、「百二十円」を「百四十円」に、「二百十円」を「二百五十円」に、「三百円」を「三百六十円」に、「六百十円」を「七百二十円」に、「十六円」を「二十円」に、「二十三円」を「二十八円」に、「三十五円」を「四十二円」に、「四十七円」を「五十六円」に、「年額 七十円」を「年額 八十五円」に、「九十三円」を「百十円」に、「百六十円」を「二百円」に、「二百三十円」を「二百八十円」に、「四百七十円」を「五百六十円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日の翌日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている港湾施設用地の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第十五号

青森県都市公園条例の一部を改正する条例

青森県都市公園条例（昭和五十三年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二号アの表中「千円」を「千二百円」に、「四百二十円」を「五百円」に、「十八円」を「十九円」に、「百八十円」を「百九十円」に、「八百十円」を「九百六十円」に、「九十一円」を「九十七円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている占用の許可又は現に成立している占用の協議に係る使用料については、なお従前の例による。

青森県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第十六号

青森県営住宅条例の一部を改正する条例

青森県営住宅条例（昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表戸山団地の項中「青森市蛭沢四丁目」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第十七号

青森県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県立高等学校授業料等徴収条例（昭和四十年三月青森県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

- 4 教育委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入学志願者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して入学を願い出る場合における入学料及び入学者選抜手数料の納付は、第一項後段及び第二項の規定にかかわらず、青森県収入証紙による納付の方法によらないことができる。

附 則

この条例は、令和八年十二月一日から施行する。

青森県立中学校入学者選抜手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第十八号

青森県立中学校入学者選抜手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県立中学校入学者選抜手数料徴収条例（平成十八年十月青森県条例第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三条に次のただし書を加える。

ただし、教育委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と前条の者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して県立中学校に入学を志願するときは、青森県収入証紙による納入の方法によらないことができる。

附 則

この条例は、令和八年九月一日から施行する。

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第十九号

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例

青森県学校職員定数条例（昭和三十六年三月青森県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「二、一七三人」を「二、一五三人」に、「一六二人」を「一七〇人」に、「一、二三三人」を「一、二五〇人」に、「三、九六二人」を「二、九八五人」に、「四、五二五人」を「四、三九七人」に、「一一、〇六八人」を「一〇、九七九人」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第二十号

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和二十九年六月青森県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「以下本条及び次条」を「第三項」に改め、同項ただし書中「（以下「本部長」という。）」を削り、同条第三項中「夏服ズボン及び夏服スカート」を「及び夏服ズボン」に改め、同条第四項を削る。

第三条を削る。

「けん銃

帯革

第四条第一項中

けん銃つりひも

を 帯革

に改め、同条第二項中「者及び女子」を「警察官その他勤務の性質により必

「拳銃

拳銃つりひも

肩掛けかばん（女子に限る。）」

要がない者」に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とする。

第六条中「若しくは」を「又は」に改め、「又は犯罪の予防、捜査及び情報収集に専従しないこととなつた場合」及び「又は使用期間の終わらない私服」を削り、同条後段を削り、同条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

青 森 県 知 事 宮 下 宗 一 郎

青森県条例第二十一号

青森県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例を廃止する条例

青森県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例（平成十二年三月青森県条例第二号）は、廃止する。

附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第二条第二項又は第五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における廃止前の青森県知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例第一条に規定する公益信託で知事の所管に属するものの監督については、なお従前の例による。

青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第二十二号

青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例を廃止する条例

青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例（平成十二年三月青森県条例第九十一号）は、廃止する。

附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第二条第二項又は第五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における廃止前の青森県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する条例第一条に規定する公益信託で教育委員会の所管に属するものの監督については、なお従前の例による。

青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県条例第二十三号

青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正する条例

青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例（昭和二十五年七月青森県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「別表第一」を「別表」に改める。

第七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（旅費）」を付する。

第八条の見出しを削り、同条中「の旅費」の下に「（鉄道賃、船賃、その他の交通費に限る。）」を加え、「別表第二の日額旅費とする」を「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する」に改める。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

附 則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県議会議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付二十一円七十銭